

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 72

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ 新型コロナに関する知的財産の放棄に関する議論
- ・ アフリカの地理的表示 (GI) に関するマニュアル

ARIPO

- ・ 注目される実用新案

カメルーン

- ・ 特許に対する政府の財政支援

ケニア

- ・ 模倣品取締機関 ACA への商標登録制度の動向

モロッコ

- ・ モロッコがハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入

ナイジェリア

- ・ 技術主体の知財枠組みの開発と、スタートアップ企業の政府調達プロセスへの参加の保証
- ・ ブロックチェーンに基づく知財市場の創出

南アフリカ

- ・ 著作権と視覚障害者の権利

タンザニア

- ・ スウェーデン政府がタンザニアのイノベーションを支援

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・アフリカの通商の容易性を評価する新たなツールの登場

ARIPO

- ・地理的表示に関するマニュアル

カメルーン

- ・イノベーションで儲ける為の特許権取得

ケニア

- ・COSON のゼネラルマネージャー Ashibuogwu 女史が CMO 向け特別講義のためにナイロビに到着

ナイジェリア

- ・連邦政府がスタートアップ企業を対象とする免税その他のインセンティブを承認
- ・ナイジェリア政府は同国内のすべての知的財産の商業化を目指してアルゴランド（米国 MIT によるブロックチェーン）を採用

南アフリカ

- ・いすゞ系列の Isuzu Motors SA が部品のローカリゼーション支援に 5.8 憶ランドを投資
- ・Mthethwa が、アフリカのクリエイティブ産業が生み出した著作物を提供するデジタル・プラットフォームを要求

タンザニア

- ・政府はイノベーション推進のために SIDA を歓迎

ザンビア

- ・特許保護が肝要 – ARIPO

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

・ 新型コロナに関する知的財産の放棄に関する議論

新型コロナワクチンに関する知的財産の放棄を求める声は、かなり長期間にわたって存在していた。ここで問題となっているのは、大半の先進諸国においては新型コロナワクチン接種率が非常に高いのに対し、アフリカにおける接種率は依然として極めて低いままだということである。そのため、大手製薬会社に対して新型コロナワクチンに関係するアフリカの知的財産権の放棄を求める声が上がったのである。こうした声の背景にある思惑は、それらの知的財産権が放棄されればアフリカの企業が新型コロナワクチンを製造することが可能になり、それによりワクチン接種率は急激に増大するだろうというものである。

しかし、現実には事態はほとんど進展していない。知的財産の放棄というアイデアは、当初は EU、米国、インドおよび南アフリカが参加した協議の結果として生じたものである。報道によれば¹、この問題は 2022 年 5 月 6 日に行われた世界貿易機関の会議でもさらに深く協議された。この会議の席上、米国はまだ国内での議論が続いていると発言したが、中国は、現在の進捗状況は今後の議論のための叩き台という以上のものではないと説明した。この問題の解決にはまだまだ時間がかかりそうである。

・ アフリカの地理的表示 (GI) に関するマニュアル

「アフリカの知的財産権およびイノベーションに関するプロジェクト」(AfrIPI)の一環として各分野の専門家によりアフリカの地理的表示に関するマニュアルが作成されたという事実について論じた投稿²が ARIPO のサイトに掲載された。

このマニュアルは、「地理的表示 (GI) を活用する上で国際的に重要と思われるファクターに関するアフリカの GI の現状の進展や、アフリカ大陸において地理的表示の成果を高めるために対処すべき主要な問題」を扱ったものである。

¹<https://www.politico.eu/article/ip-waiver-text-fails-to-garner-full-support-at-first-wto-meeting/amp/>

²<https://www.aripo.org/introducing-the-manual-for-geographical-indications-in-africa/>

ARIPO

・注目される実用新案

ARIPO は実用新案に注目するようになった。小規模企業が多いアフリカにとって、実用新案は必然的な成長分野と見ているようだ。報道によれば³、ARIPO 長官の Bemanya Twebaze は、実用新案と小規模企業の間には密接な結びつきがあり、小規模企業は雇用の創出を通じて地域社会を向上させる能力を持っていると述べている。ただし、自分たちの技術革新の成果を登録するよう小規模企業を説得する必要がある。

カメルーン

・特許に対する政府の財政支援

ウガンダのある新聞に 2022 年 5 月 13 日付で掲載された記事⁴は、アフリカの発明者や起業家の多くにとって特許取得は費用面で実現困難な高嶺の花であり、そのせいでイノベーションが必ずしも経済的な成功に結び付いていないという事実を取り上げている。

しかし、上記の報道によれば、カメルーンには登録料の 90%を政府が負担することにより発明者を支援するという助成措置が存在する。ある発明者は、生の果実や野菜から蒸留酒を製造する方法の特許取得を可能にするために米ドル換算で 8,000 ドルに相当する助成金を受け取っている。

ケニア

・模倣品取締機関 ACA への商標登録制度の動向

アフリカの知的財産をめぐる今月の話題の中で最も特筆すべきものは、ケニアの知的財産権登録制度が実施されたことである。この制度は、2022 年 5 月 24 日付の以下の公告⁵の結果として実現に至った。

今回の公告は、「知的財産権の登録開始」と題された以前の公告（2022 年 4 月 26 日付の模倣品取締機関公告第 1//2022 号）⁶をフォローアップするものである。

³ <http://www.daily-mail.co.zm/protection-of-patents-vital-aripo/>

⁴ <https://www.monitor.co.ug/uganda/magazines/jobs-and-career/to-earn-from-your-innovations-get-patent-rights-3814118>

⁵ <https://aca.go.ke/media-center/news-and-events/300-extension-of-deadline-commencement-of-recordation-of-intellectual-property-rights-in-kenya>

⁶ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/295-commencement-of-recordation-of-intellectual-property-rights-in-kenya>

これら 2 件の公告の関係性については以下に説明する。

・知的財産の二重登録——その背景

ケニアは模倣品問題に真摯に取り組んでいる。同国には模倣品を取り締まる法「模倣品取締法」(Anti-Counterfeiting Act) (2008 年法律第 13 号) が存在し、模倣品対策に専従する模倣品取締機関 (Anti-Counterfeiting Authority ; ACA) が設置されている。

ACA は何年か前に新たな制度の創設に関する構想を発表した。その制度とは、ケニアで商品を販売する知的財産権者に対し、各人が保有しているケニアの知的財産登録とは別に、すなわち他の国内登録に加えて、それら知的財産を ACA に登録することを義務づけるものである。この二重登録の背景にあるのは、ACA に権利が登録されていればケニアに侵入してくる模倣品を ACA が把握し、押収することが容易になるという考え方である。この制度が完全に機能すれば、ACA の調査官は模倣品の輸入に関して税関職員と同じ権限を持つことになる。

・登録プロセス

残念ながら、上記の公告の文言はあまり上出来とは言えない。そこで、我々が ACA と協議した上で理解した事項を以下に示すことにする。

- **開始日** : 知的財産権登録の実施開始日は 2023 年 1 月 1 日である——当初、開始日は 2022 年 7 月 1 日とされていたが、前述の第 2 の公告によって変更された。
- **登録対象は商標のみ** : 2 件の公告では「知的財産権」という一般的な用語が使われているにも関わらず、我々が ACA と話し合ったところ、登録の対象が商標であることが明瞭になった。ACA に登録する必要があるのは商標権のみである。
- **ただし、すべての商標ではない** : 我々が ACA と話し合った結果、すべての商標を登録する必要はないことが明らかになった。登録が必要になるのは重要な商標のみである。ACA は、大企業の登録商標ポートフォリオをすべて登録することは不可能であろうと言っている。この点は、ACA の公式な指針⁷によって明確にされている。この指針の中に次のような文言がある：「知的財産権者は、1 個の製品に関して登録されている知的財産権をすべて登録する義務を負わないものとする」。

⁷ <https://www.aca.go.ke/faqs-intellectual-property-rights-recording/61-recording>

- **役務商標は対象外**：ACA への登録は模倣品対策を目的としたものであるため、役務商標については登録は不要である。
- **登録に必要な情報**：登録手続は極めて煩雑なものである。権利者、商品が製造された国、外国人の利用者および販売店の身元等に関して、かなり大量の詳細情報の提供が要求される。商品のサンプルまたはデジタル写真も必要となるし、ケニアにおける知的財産登録証明書の認証済みの写しも要求されることになるだろう。
- **登録期間**：登録の有効期間は登録承認の日から 1 年または登録の基礎となった知的財産登録の残余期間（いずれか短い方の期間）となる。登録を更新する場合、登録期間満了の 30 日前までに更新申請書を提出しなければならない。
- **登録証明**：登録が承認された時点で、ACA は模倣品取締りの一手段となる認証マークを発行することになる。ただし、このプロセスが実施されるのはもっと後である。
- **未登録の商標**：ACA に登録されていない商標を表示した商品の輸入は犯罪となる。ACA はそれらの商品を押収・廃棄するとともに輸入者を告発することができる。
- **ただし**、当面は未登録商標を表示した輸入品の押収は行わないと ACA は示唆している。当初、登録プロセスは情報収集の実行と見なされるからである。

・商標権者はどう対処すべきか

これについては公式見解が存在しない。商標登録を ACA に登録する際の要件⁸は重要な最新情報であり、商標権者はそれに真剣に対処すべきである。登録期限が 2023 年 1 月であることを考えれば、権利者は遅滞なく専門家の助言を求めべきである。

モロッコ

モロッコがハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入

Hague System News のサイトに 2022 年 5 月 11 日付で投稿された記事⁹によれば、モロッコはハーグ協定の「1999 年ジュネーブ改正協定」に加入したという。加入の効果は 2022 年 7 月 22 日をもって発生する。現時点では、モロッコに対して拘束力を有するのは「1960 年ハーグ協定」のみである。

⁸ <https://aca.go.ke/media-center/news-and-events/300-extension-of-deadline-commencement-of-recording-of-intellectual-property-rights-in-kenya>

⁹ https://www.wipo.int/hague/en/news/2022/news_0020.html

今回の加入の効果として、2022年7月22日以降、モロッコで活動する意匠創作者は、ハーグ制度が適用される94か国すべてにおいて自らの意匠の保護を求めることが可能になり、モロッコに居住していない意匠創作者は、「1999年ジュネーブ改正協定」を通じてモロッコを指定国とすることで、同国における意匠保護を求めることが可能になる。

ナイジェリア

・技術主体の知財枠組みの開発と、スタートアップ企業の政府調達プロセスへの参加の保証¹⁰

2022年5月18日、ナイジェリアの連邦行政評議会（Federal Executive Council）は、同国のデジタル・イノベーションと起業家エコシステムの活性化を図る計画を承認した。この計画は、2つの重要な結果を生じさせるものである。

- ナイジェリア著作権委員会、商標登録局、特許・意匠登録局、国家情報技術開発庁（National Information Technology Development Agency；NITDA）は、互いに協力して技術・イノベーションに関わるエコシステムのための知的財産枠組みを策定しなければならない。
- アイデアの創造、イノベーション、開発上の課題に対する解決策の案出を奨励するため、公共調達局（Bureau of Public Procurement；BPP）はNITSDAと連携し、2か月以内に技術革新に携わるスタートアップ企業が政府調達手続に参加しうることを保証しなければならない。

・ブロックチェーンに基づく知財市場の創出

ナイジェリアのメディア産業、エンターテインメント産業は巨大である。報道¹¹によれば、目下の関心は輸出に集中しており、ナイジェリア政府はDeveloping Africa Group（DAG）と呼ばれる企業と3年間の排他的知的財産権契約を取り交わした。

今回の契約締結は、ナイジェリアで創造された知的財産の国際的商業化を可能にするため、国民のための暗号通貨ウォレットを提供することである。ナイジェリアの公式プラットフォームが開設され、ナイジェリア国民はあらゆる形態の知的財産権をそこにアップロードすることが可能になる。それと同時に、自らの知的財産権を売買その他の形で取引し、ロイヤル

¹⁰ <https://allafrica.com/stories/202205210117.html>

¹¹ <https://coincodemap.com/nigerias-govt-has-adopted-algorand-for-the-commercialization-of-all-ip-in-the-country>

ティや収益を自らのウォレットに蓄えることも可能になる。トークン化と決済のためのエンジンとして Koibanx が採用され、創作者が支払を受け取ることを保証する。

報道によれば、開発途上国の市場では暗号化・トークン化された資産を利用するケースが増えているという。

南アフリカ

・著作権と視覚障害者の権利¹²

ある慈善団体が憲法裁判所に訴訟を提起し、1978年南アフリカ著作権法には視覚障害者の著作物へのアクセスに関する特別規定がないという事実に対して異議を唱えた。現在の南アフリカでは、視覚障害者が書籍を読みたいと思った場合、まず著作権者に連絡し、読み取りが可能な点字等の形に変換する許可を得る必要がある。原告の慈善団体は、法廷に提出された文書の中で、以下のようないくつかの指摘を行っている。

- 「情報や思想の授受の自由」は表現の自由の本質的要素である。
- 現行法の下では、著作物の改変や翻案は著作権侵害に相当することがあり、著作権侵害は刑事上の犯罪を構成する。
- 他の多くの国はすでにこの問題に対処しているため、障害者のための権利を調整する、著作権法に例外規定を設ける等の先例が少なからず存在する。

現在は憲法裁判所の判決待ちの状態であり、その判断に関心が集まっている。

タンザニア

・スウェーデン政府がタンザニアのイノベーションを支援¹³

イノベーションという点で、タンザニアはケニアや南アフリカといった国々の後塵を拝している。しかし最近になって、タンザニアで生まれたイノベーションを当局が見出し、発展させるのを支援するため、スウェーデン国際開発協力庁（Swedish International Development Agency ; SIDA）が相当額の投資を行った。この支援のおかげで、タンザニア政府は現在、研究開発部門への投資を増強することが可能になっている。

¹² <https://www.dailymaverick.co.za/article/2022-05-08-constitutional-court-to-hear-key-case-on-rights-of-the-visually-impaired-to-access-copyrighted-works/>

¹³ <https://www.ippmedia.com/en/news/govt-hails-sida-uplifting-innovation>

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・アフリカの通商の容易性を評価する新たなツールの登場

<https://allafrica.com/stories/202205170026.html>

ARIPO

- ・地理的表示に関するマニュアル

<https://www.aripo.org/introducing-the-manual-for-geographical-indications-in-africa/>

カメルーン

- ・イノベーションで儲ける為の特許権取得

<https://www.monitor.co.ug/uganda/magazines/jobs-and-career/to-earn-from-your-innovations-get-patent-rights-3814118>

ケニア

- ・COSON のゼネラルマネージャー Ashibuogwu 女史が CMO 向け特別講義のためにナイロビに到着

<https://starconnectmedia.com/2022/05/coson-gm-ashibuogwu-arrives-nairobi-for-masterclass-on-cmo/>

ナイジェリア

- ・連邦政府がスタートアップ企業を対象とする免税その他のインセンティブを承認

<https://allafrica.com/stories/202205210117.html>

- ・ナイジェリア政府は同国内のすべての知的財産の商業化を目指してアルゴランド（米国 MIT によるブロックチェーン）を採用

<https://coincodemap.com/nigerias-govt-has-adopted-algorand-for-the-commercialization-of-all-ip-in-the-country>

南アフリカ

- ・いすゞ系列の Isuzu Motors SA が部品のローカリゼーション支援に 5.8 億ランドを投資

<https://africanreporter.co.za/178838/isuzu-motors-sa-invests-r580m-to-support-component-localisation/>

- ・Mthethwa が、アフリカのクリエイティブ産業が生み出した著作物を提供するデジタル・プラットフォームを要求

<https://allafrica.com/stories/202205090712.html>

タンザニア

- ・ 政府はイノベーション推進のために SIDA を歓迎

<https://www.ippmedia.com/en/news/govt-hails-sida-uplifting-innovation>

ザンビア

- ・ 特許保護が肝要—ARIPO

<http://www.daily-mail.co.zm/protection-of-patents-vital-aripo/>

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。